

第 20 号の 4 様式記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号様式の申告書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
「政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書又は地方税法施工令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和 2 年旧政令」といいます。）第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第 48 条 13 第 7 項本文又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	政令第 48 条 13 第 7 項ただし書又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは 100 分の 6 を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表 6(2)）の 1 の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表 6 の 2(2)付表）の 1 の欄を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表 6 の 3）の 1 の欄の金額を記載します。	
「前 3 年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前 3 年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第 20 号の 4 様式別表 1 の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
「道府県民税の控除限度額⑤」	道府県民税の控除限度額を政令第 9 条の 7 第 6 項本文又は令和 2 年旧政令第 9 条の 7 第 7 項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に 100 分の 1 を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第 9 条の 7 第 6 項ただし書又は令和 2 年旧政令第 9 条の 7 第 7 項ただし書の規定により計算する法人は、第 7 号の 2 様式別表 2 の⑦の欄の金額を記載します。	政令第 9 条の 7 第 6 項本文又は令和 2 年旧政令第 9 条の 7 第 7 項本文の規定により計算する法人とは、一定率（100 分の 1）を用いて計算するものをいい、同項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する都道府県の実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものをいいます。

<p>「市町村民税の控除限度額⑦」</p>	<p>市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の金額を記載します。</p>	
<p>「⑩又は当初申告税額控除額⑪」</p>	<p>(1) (2)に規定する場合(3)に規定するときを含みます。) 以外の場合には、「又は当初申告税額控除⑩」を抹消します。</p> <p>(2) 通算法人の適用事業年度について法第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合(3)に規定するときを除きます。) には、「⑩又は」を抹消します。</p> <p>(3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更生がされていた場合において、当該事業年度につき法第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更生のうち、最も新しいものに基づき、計算される金額を記載します。</p>	
<p>「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(2) ⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の⑤の欄の金額</p>	

<p>「各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第 48 条の 13 第 7 項本分又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 8 項ただし書の規定により計算する法人にあつては第 20 号の 4 様式別表 2 の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 各市町村ごとの⑱の欄の計算は、㉑、㉒及び㉓の各欄の金額の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。）に従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ㉔の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第 20 号様式の⑤の「税額」の欄又は同様式の⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で 100 円未満の端数を切り捨てる前の金額）から、特定寄附金税額控除額（第 20 号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第 20 号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第 20 号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p> <p>また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の㉔の欄は、第 20 号様式別表 1 の 2 の⑥の欄の金額（100 円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	
---	---	--